

手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業利用のしおり

～聴覚障がいのある方のために手話通訳者・要約筆記通訳者を派遣します～

**聴覚障がい等のある人が、日常生活の困った場面で
手話通訳や要約筆記通訳を利用することが出来る事業です。**

申し込むことができるのは？

磐田市内に住んでいる人。通訳支援を必要とする人。

費用は？

無料です。

通訳者への通訳料は磐田市が支払います。

※ただし講演会等で主催者が派遣を依頼する場合は有料です。

利用できるのは、どんな時？

困った時にはお気軽にご相談ください。

短い時間の通訳でも大丈夫です。

《こんなときに利用できます》

病院、役所、銀行、自治会などの会合、学校の参観会や保護者会
葬儀、結婚式等

《利用できない場面》

政治、宗教、営利目的に関する場合等

申し込みから派遣まで

申し込み



申込書（福祉相談課にあります）に記入し、原則としてFAXにて派遣日の7日前までに申し込んでください。

特に伝えたいことがある場合は、備考欄に書いてください。

通訳者の調整



通訳者の調整を行います。通訳者の指名はできません。

決定



通訳者に確認し、通訳者が決定します。

申し込み者に、通訳者決定通知をFAXします。

派遣

通訳場所に通訳者が行き、通訳をします。

手話通訳者・要約筆記通訳者は、どんな人？

《磐田市登録手話通訳者》	《磐田市登録要約筆記通訳者》
手話通訳者全国統一試験に合格し、磐田市に登録している手話通訳者	全国統一要約筆記者認定試験に合格し、磐田市に登録している要約筆記通訳者

通訳依頼の時の注意

- ・ 申込書は、記入漏れがないように書いてください。
- ・ 申込書は、早めに出してください（7日前までに）
急病等緊急の場合は直前でも構いません。
- ・ 福祉相談課は
月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分に
開いていますが、FAXは24時間通じます。
- ・ 時間外(夜間・早朝・休日)のFAXには、調整に時間が掛かります。
通訳者がなかなか見つからない時も、通訳者決定FAXが届くまでに時間が
掛かります。
- ・ 通訳の待ち合わせ時間を30分過ぎると、通訳者は帰る場合があります。
変更等ありましたら、早めに福祉相談課まで連絡(FAX)をお願いします。

手話通訳者・要約筆記通訳者には守秘義務があり
業務上知り得た情報を他に漏らすことは固く禁止されています。
安心してご利用ください。



＜派遣申込み・問合せ先＞

磐田市役所 健康福祉部 福祉相談課 障がい福祉グループ
〒438-0077 磐田市国府台57番地7

iプラザ(磐田市総合健康福祉会館)3階

FAX:(0538)36-1635

TEL:(0538)37-4919

メール: shogaifukushi@city.iwata.lg.jp

